

郡山市敬老祝金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第23号

郡山市敬老祝金支給条例施行規則の一部を改正する規則

郡山市敬老祝金支給条例施行規則（昭和53年郡山市規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給の申出)</p> <p>第2条 条例第4条の規定により、敬老祝金の支給を受けようとする者は、<u>敬老祝金支給申出書（別記様式。以下「申出書」という。）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 市長は、<u>敬老祝金の支給を決定する上で必要と認めるときは、前項の申出書のほかに、関係書類の提出を求めることができる。</u></p> <p>(支給の時期)</p> <p>第3条 条例第6条に規定する支給の時期は、<u>前条に規定する申出書その他関係書類を受理した日の属する月の翌月の末日までとする。</u></p>	<p>(認定の申請)</p> <p>第2条 <u>条例第2条に該当する者で、敬老祝金を受けようとする者は、敬老祝金受給資格認定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 市長が、<u>条例第4条の規定に基づく認定上必要と認めるときは、前項の申請書のほかに、関係書類の提出を求めることができる。</u></p> <p>(認定)</p> <p>第3条 市長は、<u>前条第1項の申請書を受理したときは、申請書の所定事項について審査し、認定を行わなければならない。</u></p> <p>(証書の交付)</p> <p>第4条 市長は、<u>前条の規定により認定したときは、敬老証書（第2号様式）を交付するものとする。</u></p>

第1号様式を別記様式とし、同様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

敬老祝金支給申出書

住 所	郡山市
氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
住民となった年月日	年 月 日

敬老祝金の支給を受けたいので、上記のとおり申し出ます。

年 月 日

(申出者)

氏 名 _____

電 話 () _____

(代筆者氏名) _____

(代筆した方と申出者との続柄) _____

郡 山 市 長

第2号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の郡山市敬老祝金支給条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規定による改正後の郡山市敬老祝金支給条例施行規則の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。